

## 復興支援員制度の一年目

The First Year of a Recovery-Supporter System

石塚直樹  
Naoki Ishizuka

みやぎ連携復興センター事務局長代理 / 1980年生まれ。長岡造形大学卒業。S2 Design and Planning、長岡造形大学工房職員を経て、2008年より社団法人中越防災安全推進機構復興デザインセンターチーフコーディネーター。2012年よりNPO法人せんだい・みやぎNPOセンターに出向し現職

復興支援員制度とは、東日本大震災(2011.3.11)および長野県北部地震(2011.3.12)による災害からの地域復興に向けた、総務省が所管する人的支援制度である。本稿では同制度の創設からこれまでの取組みの概略を報告する。

## 復興支援員制度の概要

本制度は、内閣総理大臣を本部長とする東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置」と明記されたことを受け、「復興支援員推進要綱(2012年1月6日付総行人第60号総務省人材力活性化・連携交流室長名通知)」により創設された。

本制度の目的は、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、被災地域のコミュニティ再構築を図ることにある。東日本大震災財特法に定める「特例被災地方公共団体」または、「特定被災区域」に指定される地方公共団体(9県222市町村)を対象とした取組みであり、おおむね1年以上最長5年の期間、地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要領等を根拠とし、被災地域内外の人材に委嘱することができる。

活動の初年度となる2012年度は、岩手・宮城・福島3県の7自治体(2県5市町)において本制度を活用した取組みにより78名が委嘱を受け活動が進められた(表1)。2年目を迎える2013年度は支援員数・取組み地域も大幅に増え、本事業も本格化を迎える年となる。

## 参考とされた二つの制度

本制度の参考とされた取組みに、総務省「地域おこし協力隊」制度、新潟県中越大地震復興基金「地域復興支援員」制度、がある。総務省が所管する地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方自治体

が地域外の人材としての都市住民を積極的に誘致・委嘱し、一定期間(1~3年)地域協力活動に従事し、併せてその後の定住・定着を図りながら地域の活性化に貢献する取組みである。2009年度よりスタートし、全国3府県204市町村で617名(2012年度実績)が活動を進めている。2011年度に任期満了する隊員を対象とし総務省が実施したアンケートでは、7割が任期後も赴任地での定住・定着の意向を示すなど、移住・定住による地域の担い手づくりの成果が目に見えるかたちとなってきている。

一方、新潟県中越地域の地域復興支援員は、新潟県中越大地震(2004.10.23)の被災地において、被災地域のコミュニティ機能の維持・再生や地域復興支援のため、地方公共団体等が地域内外から人材を募集し設置する制度である。財団法人新潟県中越大地震復興基金による被災者生活支援対策事業の1事業として2008年より5カ年の計画で活動をスタートし、さらに2年間の延長が決定され、震災から8年が経過した現在も活動を継続している。地域復興支援員の活動により、地域住民が主体となり地域経営を行う団体が設立されるなど、震災復興からその後の平時の地域づくりに向けた萌芽が生まれている。

これら二つの制度をもとに生み出された復興支援員制度は、多様な地域復興やコミュニティのあり方に対応するべく、雇用形態や居住要件の緩和等、より柔軟な制度として設計されていることがひとつの特徴である。

## 復興支援員の活動と担い手

復興支援員の活動は対象地域の被災状況や復興の方向性など、地域ごとに異なるニーズに応じて組み立てられているため多岐にわたる。現在の主な活動として、仮設住宅や県外避難等の仮暮らしコミュニティへの支援、旧合併市町村単位のまちづくり団体等地域づくりコミュニティへの支援、また、観光や子ども、漁業等テーマ型コミュニティへの支援等を挙げることができる(図1・2)。アプローチは違えどそれらのコミュニティは関連している状況にあり、被災地域におけるコミュニティの再構築やその先

設置自治体	人数	名称	現在の主な活動や方向性	
岩手県	岩手県	15	いわて復興応援隊	市町村で推進する復興や地域づくり活動への支援
宮城県	宮城県	35	復興応援隊	市町村が策定する復興プロジェクトに基づいた支援活動
	気仙沼市	13	地域支援員	既存自治会および仮設自治会の運営支援
	多賀城市	2	地域支援員	被災地区コミュニティの復興に向けた支援
	東松島市	3	復興まちづくり推進員	地域コミュニティの復興に向けた支援
福島県	浪江町	7	復興支援員	町外避難者の暮らしやコミュニティ活動への支援
	富岡町	3	復興支援員	町外避難者の暮らしやコミュニティ活動への支援

表1 | 平成24年度 復興支援員設置状況[総務省平成24年度復興支援員設置状況資料をもとに筆者加筆]

にある新たな自治の生み出しを目指し、さまざまな角度から取り組みが進められている。

復興支援員の内訳は性別では女性が多く、年代では男性は20代、女性は30代と、若者が多い傾向にある。また、全体の約6割が委嘱前から活動地域内に居住していた被災者を含む地域住民であり、残りの約4割は支援員着任やそれ以前のボランティアや復興支援活動等をきっかけとし活動地域外からIターン・Uターンした移住者である。

これらの状況をかながみると、これまで地域やコミュニティへのかかわりが比較的少なかった地元の女性や若者が震災復興を契機に外部から訪れた支援者とチームを組み、共に地域コミュニティにかかわるきっかけとなっている様子をうかがうことができる。

### 寄り添う存在

復興支援員による活動の共通点に、地区やプロジェクトにかかわらず、「寄り添う」姿勢が貫かれていることが挙げられる。初年度は復旧・復興の現場に継続的に寄り添い、一緒に小さな成功体験を重ねていくことによって、徐々に信頼を得て地域の仲間となっていく様子が各地で見受けられた。寄り添いを通して、地域が本来持つ復元力を引き出すことこそが、復興支援員の本来的な役割であると言える。

しかし一方で、「寄り添う活動」は成果を図りづらい、

記述しづらい側面がある。寄り添う活動を通じて、いつ、どのようにコミュニティが変化したのか、復興が進んだのか、小さな変化を体感しながらも明確に示すことは難しい。このことによって、本当は着実に役割を果たしているのにその実感が持てず、自身の活動に必要以上に悩んでしまう復興支援員は多く、そのことは制度に携わる行政職員等の関係者にも共通する。

そこに、後方支援の必要がある。岩手・宮城においては、本制度にかかわる県域の行政担当者情報交換会や復興支援員研修等が始まっており、宮城では筆者が所属するみやぎ連携復興センターが担っている。それらの機会は活動エリアを超えて状況を共有し、成果や悩みを共有する場となっている(図3)。今後はそのような場づくりの継続展開とともに、復興支援員の現場の動きから本制度の成果を整理・記述し、明確化するサポートが必要であろう。

本稿では、復興支援員制度の創設から初年度の動向を概観した。被災各地で活動する復興支援員は二年目を迎え、日々悩みながらも、新しい価値が生まれる現場に寄り添い、並走する存在となっている。

本制度は今の被災地を支えるだけでなく、災害後の地域社会づくり、そして、その担い手を発掘・育成する可能性を持っている。その意味において、この制度は大切に育てる意味がある。後方支援に携わるひとりとして、一緒に悩みながら並走したい。



図1 | 仮設自治会長のサポートを行う気仙沼市地域支援員(写真右)



図2 | まちづくりにかかわる会議で書記をする石巻市北上地区復興応援隊(写真右)



図3 | 宮城県で実施された合同研修会。それぞれの立場同士、活動状況や悩みを共有した